

議案第6号

石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正を踏まえ、規則の改正を行う

2 議案

石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

3 根拠法令等

- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条
- ・公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針
- ・義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

4 制定案

次頁のとおり

5 施行年月日

令和6年4月1日

石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則（令和四年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」を「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年石川県条例第五十三号。以下「条例」に改め、「により文部科学大臣が定める指針（以下「指針」という。）」を削り、「勤務する法」を「勤務する条例」に改める。

第二条第一項中「指針」を「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）」に、「法第六条第三項各号」を「条例第六条第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則（令和四年石川県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年石川県条例第五十三号。以下「条例」という。）<u>第七条の規定</u></p> <p>に基づき、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う石川県立学校に勤務する<u>条例第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）</u>の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する事項について定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。</p> <p>(教育職員の業務の量の適切な管理)</p> <p>第二条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）に規定する在校等時間をいう。以下（令和二年文部科学省告示第一号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（<u>条例第六条第一項各号に掲げる日（代休日</u>が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。</p> <p>一 一箇月について四十五時間</p> <p>二 一年について三百六十時間</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）<u>第七条の規定により文部科学大臣が定める指針（以下「指針」という。）</u>に基づき、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う石川県立学校に勤務する<u>法第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）</u>の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する事項について定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。</p> <p>(教育職員の業務の量の適切な管理)</p> <p>第二条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（<u>指針</u>に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（<u>法第六条第三項各号</u>に掲げる日（代休日）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。</p> <p>一 一箇月について四十五時間</p> <p>二 一年について三百六十時間</p>